

第2節 資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成

[1] 環境の状況

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちの生活を物質的に豊かにした反面、限りある資源を大量に消費し、それをごみとして廃棄することで、環境に大きな負荷を与え、様々な問題を生じさせています。

私たち一人ひとりの生活のあり方や、事業活動を見直すことにより、廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進する「循環型社会」を構築する必要があります。

本市は吹田市第2次環境基本計画（改訂版）において、市民1人当たりの1日のごみ排出量とリサイクル率を目標に掲げています。

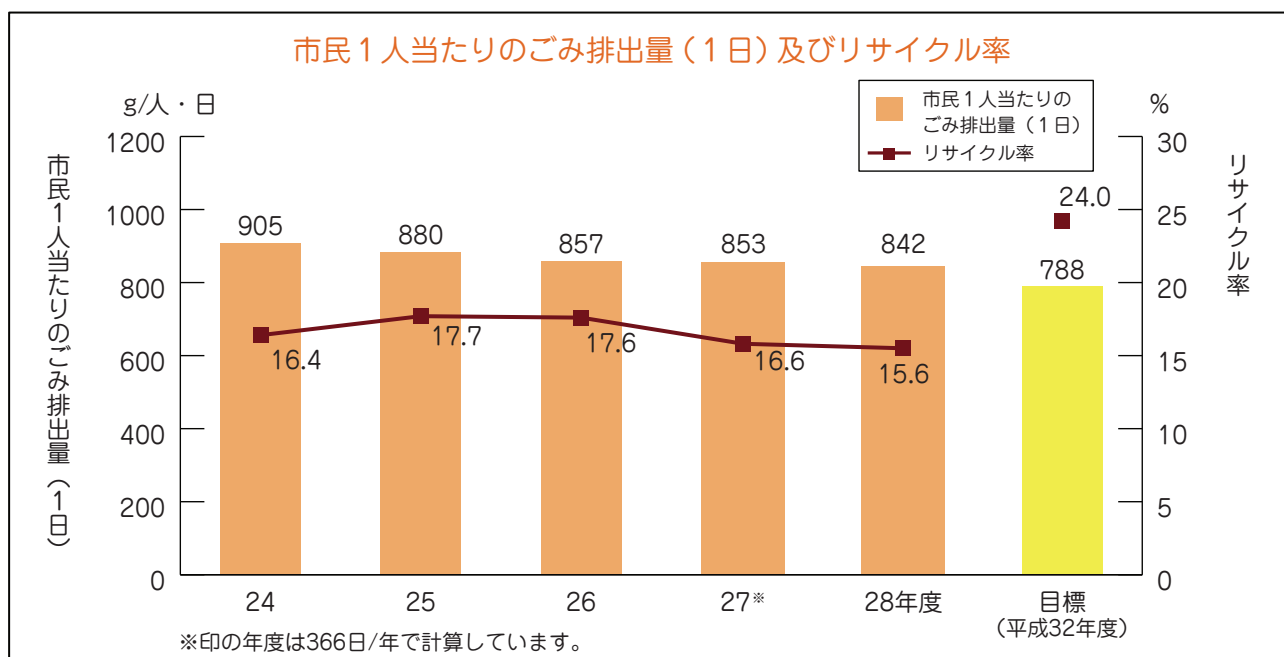
(1) ごみの排出状況

1年間に燃焼ごみや資源ごみなどを含めてごみとして排出される全ての量（ごみの年間排出量）は、平成13年度（2001年度）以降、減少傾向にあります。平成28年度（2016年度）は113,508トン（家庭系ごみと事業系ごみの合計）でした。市民1人当たりになおすと、1日に842グラムでした。

(2) ごみのリサイクル状況

市が資源ごみとして収集する缶やびん、拠点回収によるペットボトルや牛乳パック、集団回収による新聞紙やダンボールなど、リサイクルした量がごみ全体に占める割合（リサイクル率）は、平成28年度（2016年度）は15.6%でした。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	目標値	
ごみの年間搬入量	97,893トン	98,893トン	98,926トン	89,188トン	
ごみの年間排出量	家庭系ごみ	78,058トン	78,808トン	77,810トン	78,883トン
	事業系ごみ	35,088トン	35,274トン	35,698トン	29,854トン
マイバッグ持参率	43.8%	44.1%	44.5%	60%	

[2] 施策

■ 吹田市一般廃棄物処理基本計画

本市は、平成29年（2017年）3月にごみの減量や適正処理の基本方向・基本施策を定めた「吹田

市一般廃棄物処理基本計画後期改訂版」を策定しました。

期間

平成29年度（2017年度）～平成32年度（2020年度）

基本理念

吹田らしいコミュニティ活動を展開し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

基本方向

- 1 2R（リデュース・リユース）を優先する社会へ転換を目指す。
- 2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築を目指す。
- 3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進を目指す。
- 4 リサイクルや適正処理等に適し、低炭素社会実現にも寄与する収集体制や処理システムの構築を目指す。

計画の目標

平成32年（2020年）までに、以下のごみの減量目標値の実現を図ります。

- ・ごみ排出量（集団回収を含む）を、平成22年度（2010年度）と比較して、17%削減します。
- ・ごみ排出量の24%を資源化（市が関与する資源化）します。

■ 発生抑制を優先する社会への転換

（1）マイバッグキャンペーン

市内の事業者、市民団体、本市などで構成する「すいたレジ袋削減・マイバッグ推進協議会」は、協働してマイバッグ持参運動に取り組んでいます。平成30年（2018年）3月31日までにマイバッグ持参率を60%とすることを目標に掲げ、市内の小売店と協定を締結し、レジ袋削減に取り組んでいま

す。平成29年（2017年）3月末でマイバッグ持参率は44.5%です。

広域的な取り組みとして、豊中市など北摂7市1町で連携して、ポスターを作成し啓発を行っています。また、共同でマイバッグキャンペーンを行っています。

吹田市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定締結事業者（平成29年（2017年）3月末現在）

事業者名	店舗名
イオンリテール(株)近畿・北陸カンパニー	イオン南千里店、イオン北千里店、イオン吹田店
(株)いかりスーパーマーケット	王子支店
イズミヤ(株)	千里丘店、デリーカーナートイズミヤ山田西店
(株)関西スーパーマーケット	佐井寺店、江坂店
(株)光洋	KOHYO江坂店、KOHYO山田店、マックスバリュ江坂店、マックスバリュ吹田千里丘店、マックスバリュ北山田店、ピーコックストア北千里店、マックスバリュ千里山店、ピーコックストア津雲台店
生活協同組合コープこうべ	コープ吹田、コープミニ山田
(株)ダイエー	江坂駅店、江坂公園前店
(株)阪急オアシス	北千里店、南千里店、桃山台店、千里山竹園店、千里山店 吹田穂波店、吹田片山店
(株)平和堂	フレンドマート岸辺店
(株)ライフコーポレーション	吹田泉町店、豊津店、桃山台店、岸部店

(2) 家庭系廃食用油の回収

家庭での使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、リサイクルしています。回収した油は、別の製品の原材料として再生されます。

現在、市内11か所の公共施設で拠点回収を行っています。平成28年度（2016年度）は、4.38トン回収しました。



■ 多くの市民が参加できるリサイクルシステムの構築

(1) 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、平成7年（1995年）11月に発足し、34地区の連合自治会からの推薦により推進員を委嘱しています。推進員は、地域でごみの減量や分別についての推進役として活躍しています。平成29年（2017年）3月末現在422人の推進員が活動しています。

(2) 再生資源集団回収の推進

本市は、自治会や子ども会などの集団回収を推進しています。平成28年度（2016年度）は、463団体が実施し、8,877トン回収しました。集団回収は、本市のリサイクル率向上におおいに役立っています。

平成28年度（2016年度）ごみの収集、処分、再資源化の状況

(有効数字以下四捨五入)



(3) 資源リサイクルセンターでの活動

市民のリサイクル活動を推進する拠点施設として、全国に先駆けて平成4年(1992年)に開設しました。

このセンターは、市民活動・環境学習の場であるだけでなく、市民研究員による研究活動のため

の場、また破碎選別工場と併設することで、回収資源の物流センターとしての場でもあります。本市は、公益財団法人千里リサイクルプラザを指定管理者として、施設の運営を委託しています。

(4) すいたエコイベント宣言

すいたエコイベント宣言とは、イベント主催者がごみの減量など環境に配慮した取り組みを宣言し、イベント参加者に対して環境意識の向上を図

る取り組みです。平成28年度(2016年度)は、43事業でエコイベントが宣言されました。

■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

毎月2t以上のごみを排出する事業者(多量排出占有者)に対して、事業系一般廃棄物の減量計画を定め、廃棄物管理責任者を選任することを指導しています。更に、事業活動に伴うごみの処理やリサイクルの責任は排出者である事業者の責任である

ことを浸透させるとともに、搬入検査の強化、紙ごみ等の資源化をはじめ搬出管理指導の強化などを図っています。平成28年度(2016年度)は、208事業所に対して指導を行いました。

